

静岡県告示第485号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月24日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前		
1 売りさばき人		
名称	所在地	売りさばき所の 位置
(略)		
東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店	静岡市葵区迫手町9番18号	伊東市新井一丁目7番8号 <u>伊豆伊東営業店内</u>
		<u>沼津市戸田339番地</u> 沼津営業店内
(略)		
2 (略)		

改正後		
1 売りさばき人		
名称	所在地	売りさばき所の 位置
(略)		
東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店	静岡市葵区迫手町9番18号	伊東市新井一丁目7番8号 <u>伊豆伊東出張店内</u>
		<u>沼津市戸田523番地の9</u> 沼津営業店内
(略)		
2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定1の表売りさばき所の位置の欄伊東市新井一丁目7番8号 伊豆伊東出張店内は、令和4年4月1日から、沼津市戸田523番地の9 沼津営業店内は、令和6年4月22日から適用する。